

議 長 日程第6「認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和5年度松田町下水道事業特別会計の決算書を説明いたします。326ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億4,191万8,874円、歳出総額1億9,907万7,630円、歳入歳出差引額4,284万1,244円、繰越額はございませんので、実質収支は4,284万1,244円でございます。

328、329ページをお願いします。歳入です。款の2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料です。備考欄、公共下水道使用料現年度分9,736万9,629円、収納率は99.1%でございます。節の2…すみません。公営企業会計移行に伴う打ち切り決算により、10か月分の収入でございます。節の2、滞納繰越分160万7,533円、収納率は28.7%でございます。

款の3、繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款の4、繰越金につきましては、820万7,774円でございます。

330、331ページをお願いします。款の6、町債につきましては、備考欄、公共下水道事業債は、宮下地内の流量計更新工事と、資本費平準化債特別措置分でございます。酒匂川流域下水道事業債は、流域下水道事業建設費負担金の支出に係る分でございます。公営企業会計適用債は、特別会計から企業会計への移行に係る分でございます。

332、333ページをお願いします。歳出です。款の1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。備考欄で説明します。主な支出は、職員1名分の給与費と委託料及び公課費です。節2、委託料のうち下水道使用料徴収事務委託料は、上水道と下水道の徴収事務を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。下水道事業公営企業会計委託料は、特別会計から公営企業会計への移行にかかったものでございます。公課費は、下水道事業会計の運営に伴い、令和5年度に支出した消費税でございます。

目2、施設管理費です。備考欄、最下段、光熱水費につきましては、流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。

334、335ページをお願いします。備考欄、節12、委託料につきましては、マンホールポンプの点検や清掃などに係るものでございます。

款の2、事業費、項・目ともに下水道事業費です。節14、工事請負費は、流量計更新工事、宮下地内に設置されている流量計が耐用年数10年を経過したため、更新したものでございます。

款3、項・目ともに流域下水道費です。備考欄、酒匂川流域下水道事業建設費負担金につきましては、酒匂川管理センター汚水処理施設内で改修工事等に係る負担金、酒匂川流域下水道事業維持管理負担金につきましては、同施設の維持管理に係る負担金でございます。

款4、公債費は、336、337ページをお願いします。長期債元金106件分、長期債利子123件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。